通所介護 悠悠いきいき倶楽部 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ミストラルサービスが開設する『悠悠いきいき倶楽部』(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 悠悠いきいき倶楽部
 - 二 所在地 東京都調布市菊野台1-2-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名 (介護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、事業所の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

二 通所介護従事者生活相談員1名以上うち常勤1名以上介護職員1名以上看護職員1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康 管理、その他必要な業務の提供にあたる。

三 機能訓練指導員 3名 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月30日から1月3日、8月13日から8月15日を除く。

- ※ 祝日と重なる月曜日は営業とする。
- 二 営業時間 午前8時から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位目 サービス提供時間帯 午後1時30分から午後4時35分 定員25人

(指定通所介護の提供方法、内容)

- 第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急 を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、 次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。
 - 一 身体介護に関すること日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。
 - 二 機能訓練に関すること 体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練 を行う。
 - 三 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例)レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

四 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

五 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス 担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サー ビスの利用状況等の把握に努める。
 - 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画の作成等)

第9条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況

並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が 作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。 作成した通所介護計画は、遅滞なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、 評価を行う。

(指定通所介護の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護 が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて 指定通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経 費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、調布市、狛江市、三鷹市とする。

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者 に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた ときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者: 五月女 忠和

防災訓練年1回避難訓練年2回通報訓練年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 指定通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分 留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を 受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また 体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密の保持、個人情報の利用)

第18条 事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及び利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らない。この守秘義務は契約終了後、事業所の職員の退職後も同様とする。但し、次の各号についての情報提供については、本契約書の締結をもって同意を得たものとする。その他の情報提供については、利用者及び利用者等から、予め同意を得た上で行うものとする。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等へ情報提供する。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないよう仮名等を用いることを厳守する。
- ③ サービス担当者会議等において、居宅サービス提供に必要な範囲を情報提供する。

(相談・苦情対応)

- 第19条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第20条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護 支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の 日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待防止及び再発防止のための措置)

- 1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとと もに、その従業者に対し研修を定期的に実施する。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し(テレビ電話装置等を活用し行うことが出来るもの とする)従業員に対し周知徹底を図る
- 3 事業所は、虐待防止及び再発防止に関する研修内容の記録を整備し、5年間保存する。
- 4 上記に掲げる事項について担当者を設置する。

当事業所の相談窓口 五月女 忠和 TEL 042-443-0951 FAX 042-488-7120 受付時間 8:30~17:30 (ただし、土・日曜、12月29日~1月3日を除く)

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第22条

- 1 事業者は利用者に対し緊急やむを得ない場合を除き身体拘束またはその行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な措置を講じ、事項の記録を行う。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し(テレビ電話装置等 を活用し行うことが出来るものとする)従業者に対して周知徹底を図る。
- 3 事業所は、身体拘束の適正化等に関する研修を定期的に実施するとともに、その内容の記録を整備し、 5年間保存するものとする。

(感染症の発生及びまん延の防止のための措置)

- 第23条 事業所は、事業所において感染が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講 じる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的に実施することとする。

(業務継続に関する取組)

- 第24条 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)の策定に努めるものとする。
- 2 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものと する。
- 3 前項の規定による研修及び訓練等を実施した場合は、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

(ハラスメントに関する対策)

第25条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者 の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じ るものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第26条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ミストラルサービスと悠悠いきいき倶楽部の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。